

第4節 緑化の推進・自然環境の保護

2年度予算 75,339 千円

1 緑の育成

(1) 生垣造成の助成 [平成元年度から]

安全でみどり豊かな生活環境をつくるため「大田区生垣造成助成要綱」に基づき、接道部または隣地境界の生垣づくりに助成を行っている。

<補助の内容>

ア 既存の塀を取り壊して生垣を造成する場合：16,000 円/m

イ 新たに生垣を造成する場合：10,000 円/m

ただし、助成金の対象となる生垣の長さは2 m以上で、50m分までを上限とする。

<生垣造成助成実績>

年度	生 垣 造 成		うち、ブロック塀等の生垣化	
	件 数	生垣延長(m)	件 数	生垣延長(m)
平成 29 年度	12	195	4	41
平成 30 年度	10	110	4	52
令和元年度	10	154	5	80
累計	32	459	13	173

※累計は平成 29 年度から令和元年度までの件数、生垣延長(m)の合計である。

(2) 植栽帯造成の助成 [令和元年度から]

安全でみどり豊かな生活環境をつくるため「大田区植栽帯造成助成要綱」に基づき、接道部の植栽帯づくりに助成を行っている。

<補助の内容>

ア 植栽帯の造成費用：6,000 円/m² 上限 50 m² (30 万円まで)

イ ブロック塀等の撤去費：6,000 円/m 上限 50m (30 万円まで)

ア+イで合計 60 万円まで

ただし、助成金の対象となる植栽帯は、接道部に長さは2 m以上接しており、接道部から奥行き 5 m以内に 1 m²以上の面積があること。

<植栽帯造成助成実績>

年度	植 栽 帯 造 成	
	件 数	面積(m ²)
令和元年度	0	0

(3) 屋上緑化・壁面緑化の助成 [平成 21 年度から]

地球温暖化防止、都市の温熱環境の改善、雨水流出の制御及び自然環境の創出を図ることを目的として、住居もしくは住居併用として使用されている建築物の屋上部分及び外壁面に、樹木等を継続的に栽培し、緑化整備しようとする建築物の所有者または権限を有する個人に対して、その費用の一部を助成している。

<補助の内容>

助成対象経費の2分の1とする。

ただし、緑化される植栽基盤等の面積1㎡当たり2万円、助成金の総額50万円を上限とする。

<屋上緑化・壁面緑化助成実績>

年度	屋上緑化・壁面緑化	
	件数	面積(㎡)
平成29年度	0	0
平成30年度	1	54
令和元年度	2	60
累計	3	114

※累計は平成29年度から令和元年度までの件数、面積(㎡)の合計である。

2 緑の保護

(1) 樹木の保護 [昭和 50 年度から]

地域に残された緑は長年区民が親しんできた貴重な財産である。神社や寺院、個人の庭などの樹木・樹林は周辺の雰囲気を和ませるばかりでなく、二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止にも寄与している。私たちの生命を支える区民共通の財産である緑を保全するため、昭和50年に「大田区みどりの保護と育成に関する条例」が制定された。この条例に基づき、一定の基準を超える樹木・樹林を保護樹木・保護樹林として指定し、その所有者等に補助金を交付してきた。

さらなる緑の保護と育成、保護対象の拡大を図るため、平成24年12月に「大田区みどりの条例」が制定され、平成25年4月1日から施行された。あわせて、指定の基準の詳細等について定めた「みどりの条例の保護樹木等に関する要綱」及び「大田区保護樹木等審査会設置要綱」も平成25年3月に制定した。新条例の施行に伴い「大田区みどりの保護と育成に関する条例」は廃止された。

<指定基準> (規則)

特に保護し、育成すべき樹木及び緑地で健全で適切な維持管理が行われており、倒木等で周囲に著しい損害が及ぶおそれがない樹木及び緑地（植栽によるものは、当該植栽からおおむね5年以上経過しているものに限る。）。

【保護樹】地上1.5mの高さにおける幹の周囲の長さが1.25m以上の樹木。ただし、地上1.5m以下の高さで幹が2以上に分岐しているものは、地上1.5mの高さにおいて幹の太さが最大のものから3分岐までの幹の周囲の長さの合計に0.7を乗じた値（以下「株立ち樹木の幹の周囲の長さ」という。）が1.25m以上の樹木

【保護つる性樹木】連続した枝葉の被覆面積が30㎡以上の樹木

【特別保護樹木】景観形成上重要な樹木、歴史的由緒のある樹木、希少価値のある樹木等で区長が特に認めるもの

【保護樹林】連続した樹冠投影面積が 300 m²以上の一団の複層林（樹冠が上下段違いに 2 以上形成されている樹林をいう。）

【保護生垣】次のいずれにも該当するもの

- (1) 延長 20m以上でかつ樹高 0.9m以上であり、樹木の枝葉が連続し景観上優れているもの
- (2) 専用住宅又は兼用住宅の敷地にあり、道路に面しているもの
- (3) 樹木を植栽する地帯を縁石で囲ってある場合は、当該縁石の高さが道路面から 0.5 m以下のもの

【保護並木】次のいずれにも該当するもの

- (1) 延長 50m以上でかつ樹高 5 m以上であり、枝葉が触れ合う並木状の樹木で、道路に面しているもの
- (2) 道路に面するコンクリートブロック塀、目隠しフェンス等の連続した遮蔽物がなく景観上優れているもの

【特別保護緑地】300 m²以上の歴史的由緒のある土地、水辺地等を含む希少価値のある緑地で区長が特に認めるもの

<保護樹木指定（解除）状況>

年度	保護樹指定本数	保護樹解除本数	保護樹林指定件数	保護樹林解除件数	保護つる性樹木指定件数	保護つる性樹木解除件数	保護生垣指定件数	保護生垣解除件数
平成 29 年度	23	20	3	0	0	0	0	0
平成 30 年度	22	34	0	1	1	0	0	0
令和元年度	9	31	7	1	0	0	2	0
累計	1,659	598	125	38	1	0	6	0
令和 2 年 3 月 31 日現在 保護樹木 1,061 本 保護樹林 87 か所 保護つる性樹木 1 か所 保護生垣 6 か所								

※ 累計は昭和 50 年度から令和元年度までの本数、件数の合計である。

<補助金の交付状況>

【管理経費】

保護樹：1 本目 8,400 円、2 本目からは 1 本 6,000 円

保護つる性樹木：1 件当たり 6,000 円

特別保護樹木：1 本目 8,400 円、2 本目からは 1 本 6,000 円

保護樹林：300 m²以上 1,000 m²未満は 60,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満は 72,000 円

2,000 m²以上は 84,000 円

保護生垣：1 m 当たり 400 円

保護並木：1 m 当たり 400 円

特別保護緑地：300 m²以上 1,000 m²未満は 60,000 円

1,000 m²以上 2,000 m²未満は 72,000 円

2,000 m²以上は 84,000 円

複数の保護樹木等を所有している場合の一の所有者等に対する補助は、保護樹木等の種別にかかわらず1会計年度1回とし、84,000円を上限とする。

(令和元年度実績)

保護樹：358件 保護樹林：77件 保護生垣：5件 保護つる性樹木：1件

補助金額：11,577,600円

【せん定経費】

保護樹：地上1.5mの高さにおける幹の周囲の長さ又は株立ち樹木の幹の周囲の長さが2.1m未満・・・せん定経費の2分の1以内。ただし、1本当たり100,000円を上限とする。

地上1.5mの高さにおける幹の周囲の長さ又は株立ち樹木の幹の周囲の長さが2.1m以上・・・せん定経費の2分の1以内。ただし、1本当たり200,000円を上限とする。

特別保護樹木：地上1.5mの高さにおける幹の周囲の長さ又は株立ち樹木の幹の周囲の長さが2.1m未満・・・せん定経費の2分の1以内。ただし、1本当たり100,000円を上限とする。

地上1.5mの高さにおける幹の周囲の長さ又は株立ち樹木の幹の周囲の長さが2.1m以上・・・せん定経費の2分の1以内。ただし、1本当たり200,000円を上限とする。

保護樹林：せん定経費の2分の1以内

保護並木：せん定経費の2分の1以内

特別保護緑地：せん定経費の2分の1以内

複数の保護樹木等を所有している場合の一の所有者等に対する補助は、保護樹木等の種別にかかわらず3会計年度に1回とし、50万円を上限とする。

(令和元年度実績)

保護樹：93件(242本) 保護樹林：21件

補助金額：23,016,848円

(2) 特別緑地保全地区維持管理助成 [令和2年度から]

特別緑地保全地区の指定を受けた緑地の所有者等に対して、樹木の維持管理費用について助成を行っている。

<補助の内容>

特別緑地保全地区内にある主な樹木(管理樹木として指定)の危険・障害状態解消のための検査・伐採・せん定等を対象(同一管理樹木については3か年度に1度対象)。

補助上限額300万円(年度総額)。

※うち、全額助成額100万円。100万円を超えた分は2分の1を助成。

3 緑の普及啓発

(1) 緑の講演会

みどりの効用と、草木の育成・栽培方法などを学ぶ機会を区民に提供するため、大田区緑化推進協議会と共催している。

開催日	会場	参加者数
平成29年6月7日(水)	区民ホールアプリコ	110人
平成30年6月5日(火)	区民ホールアプリコ	115人
令和元年6月25日(火)	区民ホールアプリコ	117人

(2) 緑の普及講座

ア 緑のカーテン講習会 [平成20年度から]

省エネルギー効果が期待でき、楽しみながら継続的に取り組める「緑のカーテン」を地球温暖化対策として、広く区民に周知するため、栽培方法などを習得する講習会を開催している。

開催日	会場	参加者数	合計
平成29年4月15日(土)	六郷特別出張所	27人	193人
平成29年4月16日(日)	鶉の木特別出張所	27人	
平成29年4月16日(日)	大田区役所	69人	
平成29年4月22日(土)	大田文化の森	70人	
平成30年4月21日(土)	六郷特別出張所	32人	151人
平成30年4月22日(日)	鶉の木特別出張所	12人	
平成30年4月22日(日)	大田区役所	31人	
平成30年4月28日(土)	大田文化の森	76人	
平成31年4月13日(土)	大田文化の森	90人	150人
平成31年4月19日(金)	消費者生活センター	60人	

イ 緑化普及講座 [令和元年度から]

幅広く区民の方に緑に親しんでいただき、緑のまちづくりを進めていくため、令和元年度から新たに開催している。

内容	開催日	会場	参加者数	合計
ハーブ講座 キッチンガーデン 講座	令和元年5月18日(土)	池上会館	86人	175人
	令和元年6月8日(土)	消費者生活センター	89人	

ウ 集合住宅向け(プランター菜園講習会等) [平成23年度から]

集合住宅等において、プランターを活用して野菜を育てる楽しみ方や栽培方法を紹介し、緑の普及啓発を図る講習会や体験コーナー及び園芸相談コーナーを開催している。

開催日	会場	参加者数
平成29年11月26日(日)	大田区産業プラザPiO(「おおた住まいづくりフェア」内)	103人
平成30年11月18日(日)	大田区産業プラザPiO(「おおた住まいづくりフェア」内)	90人
令和元年11月17日(日)	大田区産業プラザPiO(「おおた住まいづくりフェア」内)	60人

(3) 18色の緑づくり支援 [平成25年10月から]

地域力の基盤である18の特別出張所管内のまちの個性を、地域住民の連帯と協働の象徴として、地域の花や木のような「まちの緑」で表現し、18色の緑のまちづくりへの機運が高まるよう地域の取組みを支援する。「地域の花」の推進を目的とし、希望する地区(特別出張所単位)が選んだ種等の提供、地域での育成講習会、巡回調査等を実施。地域住民の交流を目的とした「交流会」を開催するなど、地域住民による緑づくりの支援を行った。また、区内外に事業のPRと

地域の活動を紹介するため、OTAふれあいフェスタ、おた住まいづくりフェア等への出展、ホームページへの掲載等を行い、区民への周知を図った。

<育成講習会>

年度	実施回数	参加者数
平成29年度	7回	450人
平成30年度	10回	299人
令和元年度	9回	252人

<交流会（平成30年度までは講演会として開催）>

開催日	会場	参加者数
平成29年9月30日（土）	区民ホールアブリコ	270人
平成30年9月22日（土）	区民ホールアブリコ	190人
令和元年10月6日（日）	池上会館	110人

（4）おたの名木選【平成27年度から】

まちなかに残された貴重な緑であり、二酸化炭素の吸収源としても効果の高い大木等を引き続き守り育てていくため、地域の景観的なシンボルとなっている樹木を「名木選」として指定し、みどりの保護及び緑化の推進に関する区民意識を啓発する。

平成27年度から複数回に分けて選定を実施し、本事業の周知を図り、指定された名木を活用し、区民に身近なみどりに親しんでもらうことで、まちの共有財産として地域力の向上につなげる。

平成27年度から平成29年度に指定した名木をPRするため、平成30年度に作成したパンフレット及びしおり等を活用し、周知・広報を行っている。

【平成27年度の名木選（公園部門）】

- ①クスノキ（旧呑川緑地）②カタルパ（蘇峰公園）③イチョウ（佐伯山緑地）④ケヤキ（本門寺公園）
 ⑤シラカシ（田園調布せせらぎ公園）⑥イチョウ（田園調布せせらぎ公園）⑦サクラ（千鳥いこい公園）
 ⑧クスノキ（千鳥いこい公園）⑨エノキ（光児童公園）⑩アカマツ（東中公園）⑪ムクノキ（洗足池公園）
 ⑫クスノキ（萩中公園）⑬ヒマラヤスギ（萩中公園）⑭サクラ（本羽田公園）⑮キリ（東六郷一丁目公園）
 ※平成29年伐採により指定解除 ⑯トウカエデ（仲六郷三丁目公園）⑰クスノキ（西蒲田公園）

【平成28年度の名木選（街路樹・公共施設部門）】

- ①馬込桜並木（南馬込4・6丁目）②田園調布イチョウ並木（田園調布3丁目）③桜坂（田園調布本町43付近）
 ④ガス橋ケヤキ並木（下丸子3丁目）⑤クスノキ（特別養護老人ホーム大森）⑥エノキ（調布清掃事務所）
 ⑦アカマツ（大田図書館）

【平成29年度の名木選（総合部門）】

- ①ササバザクラ（池上本門寺）②クロマツ（大坊本行寺）③タブノキ（白山神社）④ムクノキ（道々橋八幡神社）
 ⑤ムクノキ（鶉ノ木八幡神社）⑥クスノキ（穴守稻荷神社）⑦クロマツ（穴守稻荷神社）⑧クスノキ（羽田クロノゲート）

4 自然環境の保護等

(1) 多摩川河川敷清掃活動 ～グリーンアクションたまがわ～ [昭和48年度から]

多摩川河川敷を歩きながら清掃活動を行い、自然環境保護の大切さについて考えることを目的として開催している。

区内企業や自然環境団体などによる活動展示や環境保護の取組みを紹介している。

実施日時	参加人数	ごみ収集量
平成29年5月28日(日)	54団体 2,093人	0.5 t
平成30年5月27日(日)	53団体 1,929人	1.3 t
令和元年5月26日(日)	56団体 1,977人	1.3 t

(2) 自然観察会 [平成21年度から]

環境マインドを持つ人材の育成を目的に大田区内5箇所に設置している自然観察路を中心に自然観察会や、区内NPOとの協働での講座を実施している。

ア 自然観察会

令和元年度は、6月に「田園調布せせらぎ公園、多摩川台公園・アオスジアゲハを探しにいこう!」、7月・8月に「池上本門寺「縄文のみち」トワイライト探検隊!」、8月に「多摩川大師橋干潟「川と干潟のみち」干潟の生き物とふれあおう!」を実施した。(主催:大田区)

開催日	会場	参加者数	合計
平成29年6月18日(日)	大森ふるさとの浜辺公園	18人	82人
平成29年7月30日(日)	本門寺公園	27人	
平成29年8月27日(日)	平和の森公園	26人	
平成29年10月22日(日)	多摩川台公園	11人	
平成30年6月17日(日)	大森ふるさとの浜辺公園	28人	112人
平成30年7月29日(日)	本門寺公園	28人	
平成30年8月4日(土)	本門寺公園	22人	
平成31年1月13日(日)	洗足池公園	34人	
令和元年6月23日(日)	田園調布せせらぎ公園、多摩川台公園	31人	107人
令和元年7月27日(土)	本門寺公園	33人	
令和元年8月3日(土)	本門寺公園	29人	
令和元年8月18日(日)	多摩川大師橋干潟	14人	

イ コアジサシ保護活動

絶滅のおそれのある渡り鳥「コアジサシ」の保護活動を実施している。(主催:NPO法人リトルターン・プロジェクト、大田区)

<観察会>

開催日	会場	参加者数	合計
平成29年6月24日(土)		136人	231人
平成29年7月2日(日)		95人	
平成30年6月24日(日)	東京都下水道局森ヶ崎水再生センター屋上	128人	262人
平成30年6月30日(土)		134人	
令和元年6月15日(土)		中止	139人
令和元年6月23日(日)		139人	

<講演会>

開催日	会場	参加者数
平成29年12月9日（土）	区民ホールアプリコ	134人
平成30年12月8日（土）	区民ホールアプリコ	82人
令和元年12月8日（日）	区民ホールアプリコ	92人

<営巣地整備>

開催日	会場	参加者数	合計
平成30年3月24日（土）	東京都下水道局森ヶ崎水再生センター 屋上	59人	119人
平成30年3月25日（日）		60人	
平成31年3月23日（土）		79人	131人
平成31年3月24日（日）		52人	
令和2年3月28日（土）		中止	中止
令和2年3月29日（日）			

(3) 自然観察路

区内の代表的な自然環境を観察するのに適したモデルルートを開設した。多くの区民が利用しやすいように、現地に案内板や解説板を設置している。

【縄文のみち】本門寺公園→本門寺林→池上梅園（平成28年度更新）

【雑木林のみち】六郷用水（一部）→田園調布せせらぎ公園→多摩川台公園→宝来公園（平成29年度更新）

【池のみち】洗足池公園・小池公園（平成30年度更新）

【川と干潟のみち】六郷橋→大師橋（平成27年度更新）

【海と埋立地のみち】東京港野鳥公園→京浜島（平成2年設置）

平成26年度は「縄文のみち」、平成27年度は「海と埋立地のみち」、平成28年度は「雑木林のみち」、平成29年度は「池のみち」、平成30年度は「川と干潟のみち」の生物・植物調査を実施し、案内パンフレットを作成した。

令和元年度は5つの自然観察路の案内パンフレット等を活用し、周知・広報を行った。

(4) 区民協働調査

生物多様性の社会への浸透を目指し、区民と協働で大田区内の身近な自然について調査を実施している。区内NPOによる調査のほか、区民との協働調査も開催している。

調査期間	調査対象	調査場所
平成29年5月～ 平成30年2月	植物、昆虫類、 鳥類、哺乳類等	大田区自然観察路「池のみち」
平成30年5月～ 平成31年2月	植物、昆虫類、 鳥類、哺乳類等	大田区自然観察路「川と干潟のみち」
令和元年5月～ 令和2年2月	植物、昆虫類、 鳥類、哺乳類等	大田区の身近な生物・植物調査 (公園、児童公園、緑地、児童遊園)

(5) ハクビシン等被害対策 [平成26年8月から]

生態系及び生活環境への被害の軽減と拡大の防止を目的に、ハクビシン・アライグマ等外来種の捕獲、殺処分等の防除の取組みを、平成26年8月から開始した。

<わな設置・捕獲実績>

	わな設置件数	捕獲数(合計)	うちハクビシン	うちアライグマ
平成29年度	119	35	34	1
平成30年度	154	41	35	6
令和元年度	150	41	40	1

(6) カラス被害対策 [平成9年度から]

繁殖期のカラスによる威嚇・攻撃等の被害を抑制し、安全で快適な生活環境を確保するために、平成9年度から落下ヒナの捕獲を実施している。平成18年度からは、民有地で威嚇・攻撃等の被害があるものを対象に、巣の撤去費用の半額補助(上限額1万円)を開始して、平成13年度から16年度まで東京都が行っていた「カラスの巣の撤去事業」を引き継ぐこととなった。

さらに、平成21年度からは、繁殖期(4月～7月、土・日・祝を含む)の専用電話相談業務、巣の撤去(全額を区が負担)を実施している。なお、公有地の巣の撤去等は各施設管理者が対応している。

その他、ごみの集積所へのカラス被害防止のために、各清掃事務所では防鳥ネットの貸し出しを行っている。

<カラス被害対策実績>

年度	電話相談 開設日数	巣の撤去 (件)	落下ヒナ回収 (羽)	訪問調査 (件)
平成29年度	153	61	8	5
平成30年度	122	32	13	8
令和元年度	122	41	12	7

第5節 環境美化対策

2年度予算 127,721 千円

1 屋外における喫煙マナーの向上

大田区では、平成9年6月1日に「清潔で美しい大田区をつくる条例」を定め、環境美化の促進に取り組んできた。さらに、平成16年6月1日からは、蒲田駅東西口周辺を路上喫煙禁止地区に指定するとともに、区内全域の道路・公園・広場その他の公共の場所における歩きたばこを規制するための条例改正を行った。

令和2年4月1日には、喫煙する人とならない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」を施行した。

＜条例の主な内容＞

- ア 喫煙する人は、区内の公共の場所（道路・広場等）において、他の区民等にたばこの煙を吸わせることがないように努める。
- イ 区内の公共の場所において、歩きたばこや自転車などを運転しながらの喫煙、吸い殻のポイ捨てを禁止する。
- ウ 区内の公園内での喫煙を禁止する。
- エ 事業者は、喫煙していない区民等にたばこの煙を吸わせることがないように、必要な環境整備を行うよう努める。
- オ 区長が特に喫煙マナーの徹底を図る必要があるとして指定した地区を喫煙禁止重点対策地区とし、公衆喫煙所を除く地区内での喫煙を禁止する。

（令和2年4月1日現在、喫煙禁止重点対策地区は蒲田駅東西口駅前広場周辺）

屋外での喫煙対策について、分煙環境の整備を進めるとともに、喫煙マナー向上に向けた指導・啓発の強化に取り組んでいる。

（1）公衆喫煙所の整備

平成19年には蒲田駅東西口に、また、平成24年5月には大森駅東口に公衆喫煙所を設置した。平成28年4月に蒲田駅西口に、平成31年3月には蒲田駅東口及び大森駅三角広場の公衆喫煙所にパーテーションを設置し、喫煙所の整備を進めている。

ア 区の公衆喫煙所整備

令和元年度は、新たに閉鎖型喫煙所の設計を委託。引き続き、乗降客の多い駅前などに公衆喫煙所の設置を進めている。

イ 民間の公衆喫煙所整備助成

民間の事業者が一定の要件を満たした喫煙所を整備する場合は「大田区公衆喫煙所設置等助成要綱」に基づき助成を行う。

（2）喫煙マナー指導・啓発活動の推進

喫煙マナーの周知徹底を図るために、喫煙マナー指導員による指導・啓発を実施するとともに、区民、事業者等への啓発活動を行っている。

ア 喫煙マナー指導員による指導・啓発業務

・喫煙禁止重点対策地区を含む蒲田駅周辺や京急蒲田駅西口周辺において、平成 29 年 6 月から 2 人 1 組の指導員を配置し、喫煙マナーの周知徹底のための指導・啓発を実施している。令和元年度は、指導員を 2 人 2 組に増員し、朝（7 時 30 分から 11 時 30 分）と夕夜間（16 時 30 分から 20 時 30 分）の時間帯で年間 359 日実施した。

・区内の主要駅（蒲田駅を除く）周辺において、2 人 1 組の指導員を配置し、平日週 2～3 日、朝夕 2 時間、喫煙マナーの周知徹底のための指導・啓発を実施している。令和元年度は、実施日数を前年度の年間 106 日から年間 156 日に増加した。

イ 喫煙マナー啓発用路面表示シートの新規貼付及び貼りかえ

年度	新規及び貼りかえ枚数
平成29年度	90枚
平成30年度	87枚
令和元年度	86枚

ウ 喫煙マナー啓発用ポスター及びステッカーの掲示及び配付、小型横断幕の掲出

エ 区報及び区ホームページへの掲載

オ 電車・バスへの車内広告掲載、自治会・町会へのチラシ配布

カ 大田区クリーンキャンペーン

喫煙マナーの向上と放置自転車防止を図るため、都市基盤整備部と地域等との合同で春と秋に主要駅周辺で啓発活動を実施

※ 秋の 11 月は、地域主体で実施

<参加者数>

年度	春(5月)	秋(10月)	秋(11月)
平成29年度	326人(4回)	362人(8回)	247人(12回)
平成30年度	327人(4回)	492人(7回)	288人(12回)
令和元年度	327人(4回)	301人(4回)	292人(14回)

2 環境美化の推進

「地域美化活動の支援」として、各特別出張所と連携を図り、自治会・町会等の自主的清掃活動への支援用品（ごみ袋、軍手、トング）を配布した。

年度	町会	ごみ袋	軍手	トング
平成29年度	213町会	14,475袋	11,289双	
平成30年度	174町会	15,448袋	12,293双	
令和元年度	173町会	15,342袋	12,330双	1,265本

第6節 羽田空港周辺環境対策

1 経過概要

東京国際空港（羽田空港）に離着陸する航空機騒音によって、空港周辺住民の静穏な生活環境が破壊されている状況を重視し、羽田空港を管理する運輸省（現：国土交通省）が原因者負担の原則に則り、空港周辺環境対策を講じた。

昭和42年、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる損失の補償その他必要な措置について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」が制定された。発足当初は、学校や病院等施設の防音工事の助成が対象であった。

昭和48年、「航空機騒音に係わる環境基準」を環境庁が告示し、環境基準を達成することが困難と考えられる地域に引き続き居住を希望する者に対しては、民家防音工事（防音室を造り、空気調和機器を設置する工事。）を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境の保持が示された。そこで、昭和49年に「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」が改正し、運輸省（現：国土交通省）の負担による民家防音工事助成制度が開始された。

また、昭和55年度からは共同利用施設の助成対象に80㎡以上の小規模集会所が新たに加えられ、町会会館等の共同利用施設の工事費を助成する制度が実施されることになった。

さらに、平成元年度からは民家防音工事によって空気調和機器が設置された世帯のうち、生活保護等世帯に対して、夏期に電力会社へ支払った冷房用相当分の電気料金の一部を助成することになった。

2 民家防音工事（未実施住宅、告示日後住宅）

民家防音工事の対象区域は、当初、昭和50年5月10日に運輸省（現：国土交通省）が告示した第一種区域（時間帯補正等価騒音レベルが62dB以上の地域）内に告示日以前から所在する住宅に限定されていたが、昭和52年4月2日に一部の地域が追加された。しかし、従来の地域との間に2年間の差が生じることとなったため、昭和50年5月10日告示の地域でも、昭和52年4月2日以前の住宅であれば防音工事が実施できるよう平成3年6月10日に運輸省（現：国土交通省）の要綱が改正された。この住宅を「告示日後住宅」といい、それ以外の住宅を「未実施住宅」という。

対象区域では表5-1に示すとおり、騒音の程度に応じた工法の種別が定められており、それぞれの計画遮音量を目標に防音工事を実施している。また、各工法の主な工事内容は、表5-2に示すとおりである。

なお、防音工事の対象室数等は表5-3に示すとおり、居住人数により定められている。

事業費は、国、区及び住民で負担するが、その割合は工事内容などにより異なる。

区は、この住民負担分も含め、国の負担分を除いた全ての額を助成している。

<表5-1 騒音レベルによる工法の種別>

騒音の程度（Lden：時間帯補正等価騒音レベル）	工法の種別	計画遮音量
73dB以上の地域	A工法	30dB以上
66dB以上73dB未満の地域	B工法	25dB以上
62dB以上66dB未満の地域	C工法	20dB以上

注）計画遮音量は、500Hzにおける総合透過損失値を標準とする。

<表5-2 各工法の工事内容等>

工法の種別	工事内容等
A工法 及び B工法	対象となる部屋の天井や壁（外壁又は内壁）、外部に面する建具（防音サッシ）及び区画となる内部の建具で防音室を整備する。 空気調和機器（冷暖房機や換気扇など）を設置する。
C工法	対象となる部屋の外部に面する建具（防音サッシ）で防音室を整備する。 空気調和機器（冷暖房機や換気扇など）を設置する。

<表5-3 居住人数による工事対象室数等>

	居住人数			
	1人	2人	3人	4人以上
工事対象室数	2室	3室	4室	5室
冷暖房機対象室数	1室まで	2室まで	3室まで	4室まで

注) C工法の冷暖房機対象室数は、居住人数2人以上で2室までに限る。

令和元年度の防音工事の申請はなかったが、これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

3 空気調和機器更新工事①（未実施住宅、告示日後住宅）

2年度予算 2,703千円

民家防音工事助成制度発足以来10年以上が経過し、空気調和機器の故障及びその主要部品の劣化が問題となり、平成元年度から空気調和機器更新工事①の助成制度が開始された。

この更新工事①は、民家防音工事で設置した冷暖房機、空調換気扇及びレンジ用換気扇等の空気調和機器が対象である。その機器の更新は、工事完了から10年以上が経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められるものと定められている。

工事対象室数は、防音工事と同様に表5-3に示すとおりである。

これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

事業費は、国、区及び住民で負担するが、その割合は工事内容などにより異なる。

区は、防音工事と同様に住民負担分も含め、国の負担分を除いた全ての額を助成している。近年の助成状況及び事業費の負担割合は、表5-4に示すとおりである。

施工業者の決定方法は、平成20年度の国の通達により指定業者制から指名競争入札制に変更し、さらに22年度からはより競争性を高めるため一般競争入札制に改めた。なお、実施する際は、住民から委任状の提出を受けて履行する。

<表5-4 更新工事①の助成状況（過去3箇年）>

	国負担率 (%)	区負担率		
		区 (%)	住民 (%)	区負担計 (%)
平成29年度	39.0	4.1	56.9	61.0
平成30年度	46.0	6.7	47.3	54.0
令和元年度	60.8	7.3	31.9	39.2

4 空気調和機器更新工事②（未実施住宅、告示日後住宅）

2年度予算 12,913千円

平成11年度から助成制度が開始され、更新工事①で設置した空気調和機器が対象であり、更新内容、更新要件及び施工業者の決定方法は更新工事①と同様である。

これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

近年の助成状況及び事業費の負担割合は、表5-5のとおりである。

<表5-5 更新工事②の助成状況（過去3箇年）>

	国負担率 (%)	区負担率		
		区 (%)	住民 (%)	区負担計 (%)
平成29年度	38.4	4.6	57.0	61.6
平成30年度	35.4	4.6	60.0	64.6
令和元年度	31.2	3.8	65.0	68.8

5 空気調和機器更新工事③

2年度予算 42,943千円

平成22年度から助成制度が開始され、更新工事②で設置した空気調和機器が対象であるが、工事対象室数等は更新工事①、②と異なる。

工事対象室数等は表5-6に示すとおりであるが、生活保護等世帯については表5-3に示すとおりに定められている。

更新要件及び施工業者の決定方法については更新工事②と同様である。

これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

近年の助成状況及び事業費の負担割合は、表5-7のとおりである。

<表5-6 更新工事③工事対象室数等>

	居住人数			
	1人	2人	3人	4人以上
工事対象室数	2室	3室	4室	5室
冷暖房機対象室数	対象としない	1室まで	2室まで	3室まで

注) C工法の冷暖房機対象室数は、居住人数3人以上で2室までに限る。

<表5-7 更新工事③の助成状況（過去3箇年）>

	国負担率 (%)	区負担率		
		区 (%)	住民 (%)	区負担計 (%)
平成29年度	39.5	4.5	56.0	60.5
平成30年度	34.2	4.3	61.5	65.8
令和元年度	35.8	5.0	59.3	64.2

<表5-8 大田区民家防音工事等実績>

内容 年度	民家防音工事 (件)				空気調和機器更新工事 (台)								生活保護 等世帯電 気料金補 助(件)	
	未実施		告示日後	計	更新工事①			更新工事②			更新工事 ③	計		
	新規	追加			未実施	告示日後	計	未実施	告示日後	計				
S50	349	-	-	349	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S51	532	-	-	532	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S52	525	-	-	525	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S53	843	5	-	848	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S54	360	184	-	544	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S55	597	204	-	801	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S56	484	278	-	762	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S57	809	267	-	1,076	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S58	1,633	96	-	1,729	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S59	799	62	-	861	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S60	80	17	-	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S61	29	2	-	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S62	101	4	-	105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
S63	44	3	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H1	7	2	-	9	432	-	432	-	-	-	-	432	190	-
H2	2	6	-	8	227	-	227	-	-	-	-	227	206	-
H3	3	1	0	4	429	-	429	-	-	-	-	429	213	-
H4	10	2	6	18	542	-	542	-	-	-	-	542	202	-
H5	0	1	5	6	883	-	883	-	-	-	-	883	189	-
H6	1	1	93	95	1,132	-	1,132	-	-	-	-	1,132	197	-
H7	3	0	1	4	603	-	603	-	-	-	-	603	195	-
H8	0	0	1	1	616	-	616	-	-	-	-	616	208	-
H9	1	1	1	3	671	-	671	-	-	-	-	671	216	-
H10	3	3	4	10	337	-	337	-	-	-	-	337	216	-
H11	2	0	0	2	318	-	318	72	-	72	-	390	246	-
H12	0	0	0	0	128	-	128	221	-	221	-	349	261	-
H13	0	0	2	2	89	-	89	291	-	291	-	380	266	-
H14	1	0	0	1	88	-	88	216	-	216	-	304	294	-
H15	1	0	0	1	47	9	56	232	-	232	-	288	276	-
H16	0	0	0	0	39	6	45	298	-	298	-	343	294	-
H17	2	0	0	2	41	0	41	385	-	385	-	426	303	-
H18	0	0	0	0	27	2	29	484	-	484	-	513	293	-
H19	1	0	0	1	11	138	149	182	-	182	-	331	273	-
H20	0	0	0	0	27	18	45	413	-	413	-	458	275	-
H21	0	0	0	0	28	0	28	630	-	630	-	658	288	-
H22	0	0	0	0	13	0	13	146	-	146	-	159	301	-
H23	0	0	0	0	12	6	18	95	-	95	25	138	319	-
H24	0	0	0	0	5	0	5	74	-	74	23	102	304	-
H25	0	0	0	0	11	2	13	96	-	96	32	141	317	-
H26	0	0	0	0	12	0	12	50	3	53	56	121	313	-
H27	0	0	0	0	4	0	4	36	0	36	38	78	306	-
H28	0	0	0	0	4	0	4	31	0	31	57	92	310	-
H29	0	0	0	0	6	0	6	28	0	28	37	71	294	-
H30	0	0	0	0	4	12	16	31	35	66	40	122	257	-
R1	0	0	0	0	6	1	7	29	4	33	34	74	217	-
計	7,222	1,139	113	8,474	6,792	194	6,986	4,040	42	4,082	342	11,410	8,039	-

6 共同利用施設整備事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」の第6条「共同利用施設の助成」に基づき、空港周辺地域の環境整備を目的として、周辺住民が静穏な環境のもとで地域活動が行えるよう、共同利用施設の工事費を助成する制度である。

費用負担割合は、国が事業費の3分の2程度、自治会・町会が残りの3分の1と定められている。しかし、この自治会・町会負担分については、区が負担している。

昭和58年度から10施設の建替えを実施した。これまでの実績は、表5-9に示すとおりである。現在の制度では、対象施設はない。

<表5-9 共同利用施設整備事業実績>

年度	会館名 所在地	構造 規模	設置管理者 利用対象	完成年月日 種別*
S58	大森東一丁目町会会館(東一会館) 大田区大森東一丁目1番17号	鉄筋コンクリート造2階建 335.34㎡	大森東一丁目町会長 大森東一丁目在住の1,105世帯	S59.1.31 三種
	東糀谷四・五・六町会会館 大田区東糀谷四丁目3番10号	鉄筋コンクリート造2階建 531.60㎡	東糀谷四・五・六町会長 東糀谷四・五・六丁目在住の967世帯	S59.3.31 四種
S59	大田区立大森東四丁目センター 大田区大森東四丁目24番6号	鉄筋コンクリート造3階建 2.3階部分 594.01㎡	大田区長 大森東四・五丁目在住の1,718世帯	S60.3.30 四種
S60	羽田稲荷前町会会館(稲荷前会館) 大田区羽田三丁目24番4号	鉄筋コンクリート造2階建 125.41㎡	羽田稲荷前町会長 羽田三・六丁目在住の447世帯	S61.2.25 二種
S61	大森南一丁目自治会館 大田区大森南一丁目18番26号	鉄筋コンクリート造2階建 127.84㎡	大森南一丁目会長 大森南一・二丁目在住の133世帯	S61.8.5 二種
	羽田仲七町会会館(新仲七町会会館) 大田区羽田五丁目14番8号	鉄筋コンクリート造3階建 122.29㎡	羽田仲七町会長 羽田五丁目在住の250世帯	S62.3.4 二種
H元	羽田西町町会会館 大田区羽田二丁目25番5号	鉄筋コンクリート造2階建 120.00㎡	羽田西町町会長 羽田三丁目在住の235世帯	H2.3.19 二種
H6	羽田旭町町会会館 大田区羽田五丁目10番1号	鉄筋コンクリート造2階建 326.41㎡	羽田旭町町会長 羽田四・五丁目及び旭町の一部に在住の673世帯	H7.3.22 三種
H11	羽田仲東町会会館 大田区羽田六丁目15番18号	鉄筋コンクリート造2階建 120.00㎡	羽田仲東町会長 羽田六丁目に在住の189世帯	H12.2.28 二種
H12	仲羽田町会会館 大田区羽田四丁目9番11号	鉄筋コンクリート造3階建 128.43㎡	仲羽田町会長 羽田四丁目に在住の200世帯	H13.2.28 二種

* 鉄筋コンクリート造の共同利用施設は、一種～四種に区分される。

「一種」= 利用対象世帯 50世帯以上・規模 80㎡以上 「二種」= 利用対象世帯101世帯以上・規模120㎡以上

「三種」= 利用対象世帯351世帯以上・規模310㎡以上 「四種」= 利用対象世帯610世帯以上・規模500㎡以上

7 木造改造による共同利用施設整備事業

共同利用施設整備事業の対象となる建物は、鉄筋コンクリート造のものだけであった。

しかし、羽田空港周辺地域では、会館の敷地が狭くて建築確認の手続きが取れない、鉄筋コンクリート造への改修に土地所有者の承諾が得にくいなどの理由で、この制度を活用できない自治会・町会があった。

そこで区では、昭和62年8月に「羽田空港周辺における木造の自治会・町会会館等騒音防止工事費補助金交付要綱」を定め、区独自の施策として木造改造による共同利用施設を整備することにした。その結果、昭和62年度から7館の整備を実施した。これまでの実績は、表5-10に示すとおりである。現在は、対象施設はない。

<表5-10 木造改造による共同利用施設整備事業実績>

年度	会館名 所在地	構造 規模	設置管理者 利用対象	完成年月日
S62	羽田上東町会会館 大田区羽田六丁目2番5号	木造2階建 124.20㎡	羽田上東町会長 羽田六丁目在住の352世帯	S63.3.30
	羽田大東町会会館 大田区羽田六丁目9番3号	木造2階建 1階部分40.57㎡	羽田大東町会長 羽田六丁目在住の212世帯	S63.3.30
	羽田仲東町会会館 大田区羽田六丁目15番18号	木造平屋建 62.106㎡	羽田仲東町会長 羽田六丁目在住の262世帯	S63.3.30
	羽田前河原町会会館 大田区羽田三丁目14番8号	木造2階建 72.2㎡	羽田前河原町会長 羽田三丁目在住の534世帯	S63.3.30
	羽田横町町会会館 大田区羽田三丁目24番15号	木造平屋建 24.45㎡	羽田横町町会長 羽田三丁目在住の234世帯	S63.3.30
	東糀谷三丁目町会会館 大田区東糀谷三丁目4番12号	木造2階建 2階部分78.52㎡	東糀谷三丁目町会長 東糀谷三丁目在住の556世帯	S63.3.30
	H3	羽田下仲町会会館 大田区羽田六丁目19番12号	木造2階建 79.32㎡	羽田下仲町会長 羽田六丁目在住の349世帯

8 共同利用施設空気調和設備機能回復工事

共同利用施設整備事業により設置した空気調和設備の故障・主要部品の劣化に対応するため共同利用施設空気調和設備機能回復工事の助成制度が開始された。

機能回復工事の対象となる共同利用施設は、機能回復工事を実施しようとする時点で、航空機騒音が基準値以上の区域にある施設で、かつ施設整備後15年以上経過したもののうち、空気調和設備の老朽化により空気調和設備の機能が著しく低下した施設である。

費用負担割合は、国が事業費の3分の2程度、自治会・町会が残りの3分の1と定められている。しかし、この自治会・町会負担分については区が負担している。

これまでの実績は、表5-11に示すとおりである。現在の制度では、対象施設はない。

<表5-11 共同利用施設空気調和設備機能回復工事実績>

年度	会館名 所在地	構造 規模	設置管理者	完成年月日
H16	羽田稲荷前町会会館（稲荷前会館） 大田区羽田三丁目24番4号	鉄筋コンクリート造2階建 125.41㎡	羽田稲荷前町会長	H16.10.12
	羽田仲七町会会館（新仲七町会会館） 大田区羽田五丁目14番8号	鉄筋コンクリート造3階建 122.29㎡	羽田仲七町会長	H16.10.12
H22	羽田旭町町会会館 大田区羽田五丁目10番1号	鉄筋コンクリート造2階建 326.41㎡	羽田旭町町会長	H22.11.22
H27	羽田仲東町会会館 大田区羽田六丁目15番18号	鉄筋コンクリート造2階建 120.00㎡	羽田仲東町会長	H27.11.24

9 生活保護等世帯への電気料金補助

2年度予算 1,870千円

生活保護法に掲げる扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に掲げる支援給付を受けている世帯を対象に、民家防音工事で設置された冷暖房機の冷房稼働期間（7月から10月までの期間）に係る電気料金の一部を助成する制度である。

これまでの実績は、表5-8 大田区民家防音工事等実績に示すとおりである。

補助額の負担割合は、国が100分の85、区が100分の15で、その限度額は1万円である。

第7節 騒音・振動対策

1 移動発生源対策

2年度予算 55,187千円

自動車、航空機、鉄道による騒音・振動に関する調査を行い、関係機関へ環境改善対策の要望を行っている。

(1) 自動車騒音・振動調査

ア 自動車騒音の常時監視調査

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、区内幹線道路沿道の自動車騒音（沿道から背後地50mまで）を監視し、環境基準の達成状況を把握している。

<路線別の環境基準達成状況>

路線名	昼間達成率(%)			夜間達成率(%)		
	令和元年度	平成30年度	平成29年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
産業道路	97.7	99.9	100.0	79.4	84.9	83.7
環七通り	89.8	89.9	89.6	79.4	78.3	79.1
環八通り	99.3	99.7	99.9	99.3	98.9	98.1
第二京浜	78.9	88.5	82.2	84.3	96.2	88.5
第一京浜	85.1	85.2	82.1	61.6	61.3	61.3
中原街道	95.5	86.5	86.2	69.7	68.0	68.5

イ 自動車騒音・振動の要請限度調査

要請限度調査は、主要幹線道路6路線のうち毎年2路線ずつ実施しており、令和元年度は第一京浜と第二京浜について調査を実施した。

<騒音調査> (令和元年度)

路線	地点	昼間		夜間	
		環境基準	要請限度	環境基準	要請限度
第一京浜	大森中二丁目1番	×	○	×	×
	東六郷二丁目18番	×	○	×	×
第二京浜	池上八丁目10番	×	○	×	○
	池上三丁目4番	×	○	×	○

○：環境基準または要請限度以下、×：環境基準または要請限度超過

<振動調査> (令和元年度)

路線	地点	昼間	夜間
		要請限度	要請限度
第一京浜	大森中二丁目1番	○	○
	東六郷二丁目18番	○	○
第二京浜	池上八丁目10番	○	○
	池上三丁目4番	○	○

○：要請限度以下、×：要請限度超過

(2) 航空機騒音調査

ア 航空機騒音固定局調査（常時測定）

東京国際空港（羽田空港）に離着陸する航空機による騒音について、固定局（区内3地点）で常時測定を実施している。

<常時測定調査地点（固定局）の環境基準達成状況>

調査地点	令和元年度	平成30年度	平成29年度
大田市場	○	○	○
中富小学校	○	○	○
新仲七町会会館	○	○	○

○：環境基準達成、×：環境基準超過

イ 航空機騒音調査（短期測定）

羽田空港機能強化による区内への騒音影響を把握するため、固定局（区内3地点）での常時測定に加え、区内4地点で短期測定を実施する。

<短期測定調査地点の環境基準達成状況>

調査地点	所在地	平成30年度	平成29年度
大森第五小学校	大森本町一丁目10番5号	○	○
大森南四丁目工場アパート （テクノフロント森ヶ崎）	大森南四丁目6番15号	○*	○*
東糞谷防災公園	東糞谷四丁目5番1号	○*	○*
萩中公園水泳場	萩中三丁目26番46号	○	○

○：環境基準達成、×：環境基準超過（令和元年度は実施せず）

※ 大森南四丁目工場アパートと東糞谷防災公園は工業専用地域のため基準はないが、住宅のある周辺地域の基準を参考値とした。

ウ 内陸飛行騒音調査

平成20年9月に横田空域の一部が返還され、北風運用時に西方向へ向かう航空機の一部が区内上空を運航する内陸飛行が開始された。大田区を内陸飛行する航空機の騒音影響等を把握するため、平成22年度（D滑走路供用開始後）から内陸飛行騒音調査を実施している。

令和元年度は、北風運用の頻度が高くなる11月に内陸部の5地点で調査を行った。大田区の内陸部では、航空機騒音の環境基準指定地域となっていない地点もあるが、最も厳しい環境基準値を適用しても、その値を上回る地点はなかった。

<内陸飛行騒音調査地点>

調査地点	所在地
石川町文化センター	石川町一丁目3番8号
東調布公園水泳場	南雪谷五丁目13番1号
馬込区民センター	南馬込四丁目6番5号
矢口小学校	多摩川一丁目18番22号
萩中公園水泳場	萩中三丁目26番46号

(3) 鉄道騒音振動調査

令和元年度は東海道新幹線で、騒音及び振動調査を7地点で実施した。今回の調査結果をもとに、環境改善対策の参考となるよう東海旅客鉄道株式会社に情報提供を行った。

第8節 大気汚染・悪臭対策

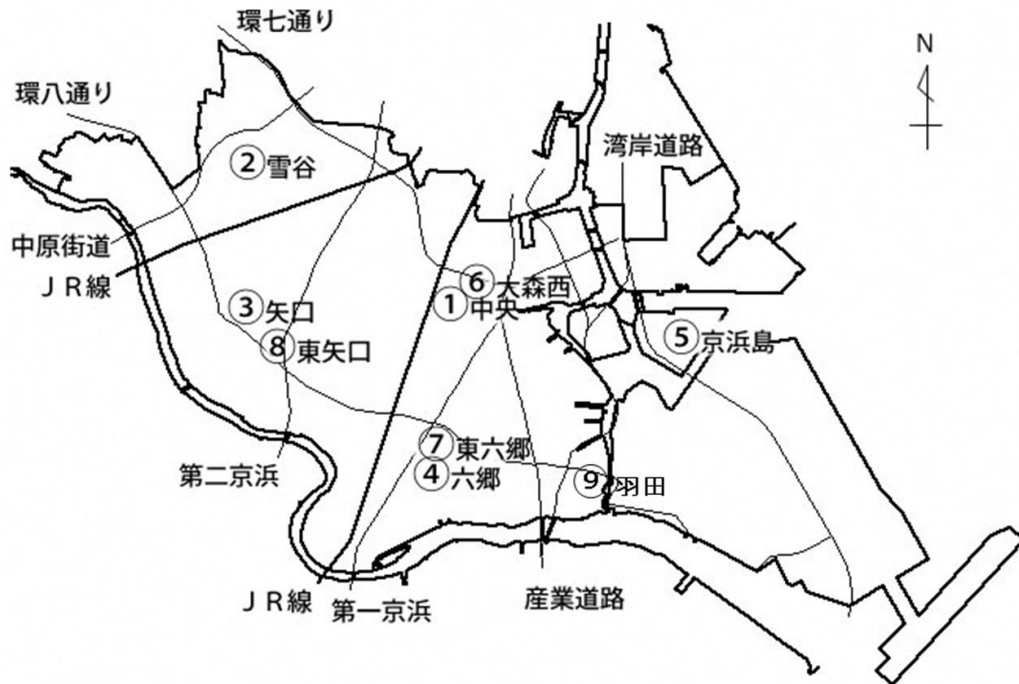
2年度予算 50,176 千円

1 大気汚染常時監視

区内9か所に大気汚染常時監視測定局を設置し、大気汚染状況を常時監視している。

大気汚染常時監視地点図

測定局名	所在地		
一般環境	① 中央	大森西一丁目12番1号	大森地域庁舎
	② 雪谷	東雪谷三丁目6番2号	雪谷特別出張所
	③ 矢口	千鳥三丁目7番5号	こども発達センターわかばの家
	④ 六郷	東六郷二丁目3番1号	東六郷小学校
	⑤ 京浜島	京浜島二丁目10番2号	京浜島会館
道路沿道 (自動車 排出ガス)	⑥ 大森西	大森西二丁目2番1号	
	⑦ 東六郷	東六郷一丁目12番6号	
	⑧ 東矢口	矢口一丁目2番6号	
	⑨ 羽田	羽田五丁目5番19号	



(1) 一般環境大気汚染調査

区内5か所に一般環境大気汚染測定局を設置し、大気汚染状況を常時監視している。測定項目は、二酸化硫黄、窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素）、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、炭化水素、気象である。

<環境基準の達成状況> (令和元年度)

測定局名	所在地	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	
					長期的評価	短期的評価
中央	大森西1-12-1 (大森地域庁舎)	○	○	×	○	○
雪谷	東雪谷3-6-2 (雪谷特別出張所)	—	○	×	○	○
矢口	千鳥3-7-5 (こども発達センターわかばの家)	○	○	×	○	○
六郷	東六郷2-3-1 (東六郷小学校)	○	○	×	○	○
京浜島	京浜島2-10-2 (京浜島会館)	○	○	×	○	○

○：環境基準達成、×：環境基準超過、—：測定なし

(2) 自動車排出ガス大気汚染調査

区内4か所の幹線道路沿道と交差点に測定局を設置し、沿道の大気汚染状況を常時監視している。測定項目は、窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素）、浮遊粒子状物質、気象である。

<環境基準の達成状況> (令和元年度)

測定局名	所在地	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	
			長期的評価	短期的評価
大森西	大森西2-2-1	○	○	○
東六郷	東六郷1-12-6	○	○	○
東矢口	矢口1-2-6	○	○	○
羽田	羽田5-5-19	○	○	○

○：環境基準達成、×：環境基準超過

(3) 光化学スモッグ注意報などの発令

光化学スモッグによる被害を未然に防止するため、原因物質であるオキシダント濃度が区内で高くなり、その状態が継続するおそれがあるときは、状況に応じて注意報等を発令している。

注意報等の発令は、区内の一般環境大気汚染測定局のオキシダント濃度、気象状況をもとに判断し、防災行政無線等を活用して行っている。

<光化学スモッグ緊急時発令状況> (大田区発令分)

年度	学校情報	注意報
平成29年度	3	1
平成30年度	1	2
令和元年度	4	2

2 一般環境監視

(1) 大気中（一般環境）のアスベスト濃度調査

大森地域庁舎（大森西一丁目）、雪谷特別出張所（東雪谷三丁目）、糀谷・羽田地域庁舎分室（菟中三丁目）の3地点で、大気中（一般環境）のアスベスト濃度の調査を行っている。

大気中アスベスト濃度調査 結果

調査地点		大森地域庁舎 屋上	雪谷特別出張所 屋上	糀谷・羽田地域庁舎分室 屋上
平成29年度	本数	検出せず	検出せず	検出せず
	濃度	0.054本/L未満	0.054本/L未満	0.054本/L未満
平成30年度	本数	検出せず	検出せず	検出せず
	濃度	0.037本/L未満	0.037本/L未満	0.037本/L未満
令和元年度	本数	検出せず	検出せず	検出せず
	濃度	0.037本/L未満	0.037本/L未満	0.037本/L未満

（環境省 アスベストモニタリングマニュアル 第4.1版による）

（検出下限値 0.054 本/L）平成 29 年度

（検出下限値 0.037 本/L）平成 30 年度・令和元年度

（基準の目安）

大気汚染防止法では、特定粉じん（アスベスト）発生施設等の敷地境界で基準が定められており、その濃度は空気1リットルにつきアスベスト繊維は10本である。

また、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（2017.12 東京都環境局）」では、漏えい監視の観点からの目安は、空気1リットルにつきアスベスト繊維は1本としている。

第9節 水質汚濁

2年度予算 14,728千円

1 河川・海域環境監視

(1) 河川・海域調査

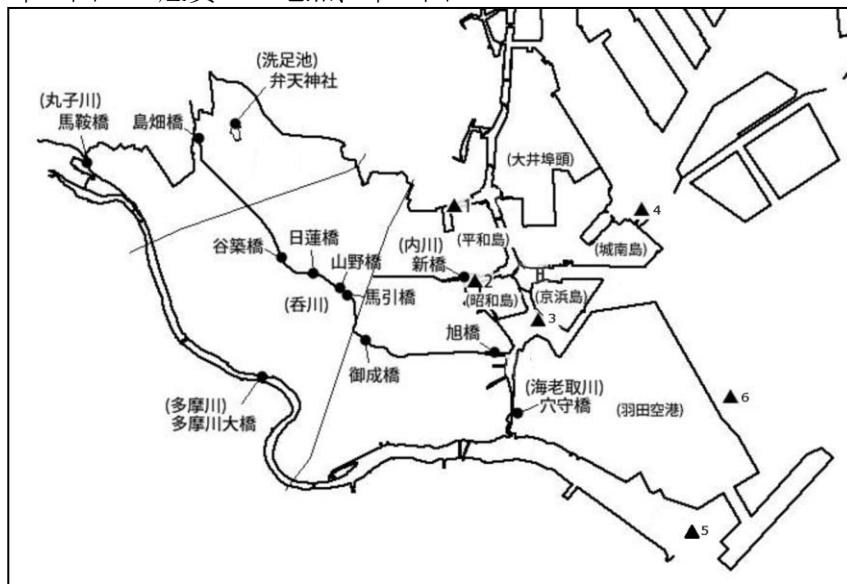
河川と沿岸海域での水質汚濁状況と、底質汚染状況を定期的に調査・監視し、今後の浄化対策の基礎資料として活用している。河川・海域調査地点は下図のとおり。

【河川】水質：12地点、年4回

底質：7地点、年1回

【海域】水質：6地点、年4回 底質：3地点、年1回

- 1 運河域 勝平橋西側
- 2 運河域 内川河口
- 3 運河域 森ヶ崎の鼻北東側
- 4 海 域 城南島西防波堤内側
- 5 海 域 多摩川河口
- 6 海 域 羽田空港沖



河川・海域調査地点図

<河川水質環境基準達成状況>

項目	BOD (生物化学的酸素要求量)			DO (溶存酸素量)		
	多摩川	呑川	内川	多摩川	呑川	内川
環境基準	3 mg/L以下	8 mg/L以下	5 mg/L以下	5 mg/L以上	2 mg/L以上	5 mg/L以上
平成29年度	3 / 4	38/44	3 / 3	4 / 4	31/44	0 / 3
平成30年度	3 / 4	42/44	3 / 4	4 / 4	30/44	3 / 4
令和元年度	4 / 4	42/44	4 / 4	4 / 4	25/44	3 / 4

※環境基準達成件数／各水域延べ調査回数 (呑川の底層水も含む)

<海域水質環境基準達成状況>

項目	COD (化学的酸素要求量)						DO (溶存酸素量)					
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
環境基準	8 mg/L以下					3 mg/L以下	2 mg/L以上					5 mg/L以上
平成29年度	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	6/8	5/8	5/8	5/8	7/8	8/8	5/8
平成30年度	7/8	7/8	7/8	7/8	8/8	4/8	5/8	6/8	6/8	7/8	7/8	6/8
令和元年度	7/8	8/8	8/8	8/8	8/8	2/8	5/8	7/8	7/8	7/8	8/8	5/8

※環境基準達成件数／各水域延べ調査回数 (表層+底層)

2 水辺環境改善対策等

(1) 呑川の水環境実態調査

呑川の水環境実態調査を行い、今後の水質浄化対策の検討資料とする。

【現場監視】日蓮橋～御成橋において、原則として平日の毎日、色相、臭気、スカム等の発生状況、魚類、鳥類などについてパトロールを実施

【水質・底質調査】通常時（4地点・年12回）水質等の調査を実施

<現場監視結果>

年度	監視日数（日）	臭気確認（日）	スカム確認（日）
平成29年度	244	34	45
平成30年度	247	20	45
令和元年度*	163	47	70

※令和元年12月から令和2年3月までの期間は、現場監視未実施。

<水質調査結果>（表層 年平均値）

項目	BOD (mg/L)				DO (mg/L)			
	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋
平成29年度	2.7	3.2	3.5	3.6	6.7	4.8	4.2	4.1
平成30年度	1.5	2.7	2.9	2.8	10.4	7.0	5.1	3.7
令和元年度	2.6	3.5	3.1	2.6	6.2	3.4	2.9	3.1

(2) 水質関係異常事故

川や海で魚が浮上したり、油が流出するなど事態が発生した場合には、関係機関と連携をとりながら、その原因の究明調査等を実施し、迅速な被害拡大防止に努めている。

令和元年度の水質異常事故件数は6件あった。

【水域別】呑川4件、多摩川1件、その他1件

【事故の種類】魚浮上4件、油流出2件

(3) 他の自治体との協働

環境保全の推進には広域的な協働が重要である。この活動を推進するため、東京湾に面した26自治体で構成する「東京湾岸自治体環境保全会議」、多摩川水系の都内19自治体からなる「多摩川水系水質監視連絡協議会」に参加し、合同調査やイベントの開催、情報の収集を行っている。

第10節 工場等への指導と苦情処理

1 工場等への指導

2年度予算 29,209 千円

工場や指定作業場から発生する公害を防止するために、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という）」「騒音規制法」「振動規制法」などの法令に基づき監視・指導を実施している。

<工場等への認可・届出等の件数>（過去3年分）

内訳		年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	
環境確保条例	工場	全件数		4,008	4,243	4,356
		認可申請	設置	37	38	32
			変更	16	15	8
	指定作業場	全件数		1,551	1,561	1,568
		届出	設置	14	13	12
			変更	5	3	6
	地下水揚水量の報告			46	47	50
	適正管理化学物質		使用量の報告	296	306	290
			管理方法書提出	7	15	11
	土壌汚染関係届出 (内は土壌汚染防止指導要綱関係届出)		調査報告	27	15(8)	19(9)
			拡散防止計画	3	6(2)	3(4)
			完了届	4	9(5)	8(2)
	東京都公害防止管理者		選任届	11	15	22
			解任届	0	1	1
石綿飛散防止方法等計画届			77	56	52	
大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業実施届出		77	56	52	
騒音規制法	特定施設		設置届	7	16	11
			廃止届	53	29	41
			変更届	0	2	0
特定建設作業届			441	454	428	
振動規制法	特定施設		設置届	6	14	11
			廃止届	47	21	43
			変更届	2	3	0
	特定建設作業届			321	315	294

大田区のものづくり産業を支えている工場等での公害発生を未然に防止し、住宅と工場の共存するまちづくりを図るためには、工場等での法令遵守操業を徹底する必要がある。このため、公害防止についての指導に加え、認可工場に対して、認可済みステッカーを配布し、ステッカーを工場前の公衆の見やすい場所に掲出することで、法令遵守工場としての自覚を促している。

2 認可未取得工場への指導

認可未取得の工場には、環境確保条例の主旨を周知した上で認可取得を促し、法令遵守操業を指導している。認可申請の際には、公害の発生を未然に防止するための指導、助言を行っている。

認可未取得の工場に対して平成16年度から平成22年度までの7年間で、指導文書の送付、戸別訪問といった直接的な指導を実施し、認可取得を促した。併せて、平成18年度から平成26年度までの9年間は、事業者の負担を軽減するために認可申請手数料を減額して申請環境を整えてきた。

現在は、認可未取得の工場に指導文書を送付し、認可取得を促している。併せて、区報でも工場認可取得の案内を行い、事業者の自主的な認可取得を啓発している。

3 化学物質の適正な管理指導

区内には化学物質を使用している事業所が数多くあり、地震等の災害発生時に化学物質の漏洩による被害の可能性がある。このため区では、事業所自らが応急措置を施して被害の拡大を最小限に抑える態勢づくりを支援し、災害に強いまちづくりを進めている。

(1) 年度あたり100kg以上の適正管理化学物質を取り扱う事業所

平成23年度から平成27年度までの5年間で、環境確保条例第112条に基づき「適正管理化学物質」の使用量が100kg以上の事業所に立入り調査を実施した。その際に化学物質の保管・取扱い方法や災害時等に発生する漏洩等の対応を定めた「化学物質管理方法書」の作成を指導し、提出を求めた。「化学物質管理方法書」は事業所と区の両者が共有し、事故等発生の際に迅速に対応できる態勢を整えた。なお、「化学物質管理方法書」未提出の事業所に対して引き続き指導を行っている。

<実施事業所件数> (平成23年度から平成27年度)

対象事業所数	284
化学物質管理方法書提出数	233
化学物質管理方法書未提出数	6
対象外 (事業所の廃止、使用量が減少して対象外になった)	45

(2) 年度あたり100kg未満の適正管理化学物質を取り扱う事業所

平成28年度から、「適正管理化学物質」の使用量が100kg以上の事業所を除く事業所に対し、使用実態把握のため、「化学物質等使用状況及び現況報告」を郵送し、回答を求めている。化学物質の使用有りとは回答した事業所及び回答が無かった事業所に立入り調査を実施し、化学物質の保管・取扱い方法や災害時等に発生する漏洩等に対応できる態勢を確立するための指導、助言を行い、自主管理体制確立を促している。

＜実施事業所件数＞（過去3年分）

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
郵送数	930	999	2,238
回答数	326	326	1,143
うち化学物質使用なし	175	201	678
うち化学物質使用有り	80	78	387
うち事業所の廃止連絡	31	47	78
宛て所なしで返送	40	41	104
立入指導	629	357	317

（3）有害ガスを取り扱う事業所

化学物質の取扱事業所に対し、有害ガスの採取分析を行い、規制基準を超過した場合には改善指導を行っている。

＜実施事業所件数＞（過去3年分）

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
有害ガス濃度等の測定箇所数 （規制基準超過）	13（0）	16（0）	21（4）

4 苦情処理

工場等の事業所の操業に伴う騒音、振動等の公害問題、及び日常生活における諸問題等についてのお問合せ、ご相談を受付けている。

騒音・振動問題の自主的解決を促す一助として、8日間の範囲内で区民等に騒音計、振動計の貸し出しを行っている。

＜苦情受付件数＞（過去3年分）

発生源		年度		
		令和元年度	平成30年度	平成29年度
対象別	工場	16	19	19
	指定作業場	2	5	6
	建設作業	49	64	59
	その他	61	63	58
合計		128	151	142

＜現象別苦情受付件数＞（令和元年度）

種目 発生源	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計
工場	3	0	0	5	3	0	6	2	19
指定作業場	0	0	0	3	0	0	1	0	4
建設作業	4	0	0	29	19	0	0	1	53
その他	2	0	0	18	1	0	9	22	52
合計	9	0	0	55	23	0	16	25	128

※この他に、苦情までに至らない公害関係相談として、226 件を受付した。

5 土壌汚染窓口相談

土壌汚染が社会的問題となり、工場跡地からの有害物質の拡散を心配する声が寄せられている。土壌汚染の状況を把握し、人への健康影響を防止することを目的として、土壌汚染対策法、環境確保条例及び大田区土壌汚染防止指導事務処理要綱が定められている。環境対策課では、環境確保条例第 116 条及び要綱に基づき、工場等を廃止する手続きの際に有害物質等の取扱いを確認し、適正な対策を取るよう指導、助言している。

また、環境確保条例に基づく届出情報を提供するため、区政情報コーナーに台帳を配置し、自由に閲覧できるようにしている。

6 環境保全協定について

既成市街地における公害防止等のため集団移転先となった埋立地の地域環境保全を目的に、進出している企業等と大田区との間で環境保全協定を結んでいる。

＜協定締結数＞119 件(令和 2 年 3 月 31 日現在)

協定に参加している企業組合等の団体・事業所数 31 団体 132 事業所

第11節 その他の取組み

1 放射線に関する取組み

2年度予算159千円

東日本大震災に伴う原発事故に関連して、区民の放射線をめぐる不安の声に応えるため、平成23年6月1日以降、区内の定点で空間放射線量の測定を行っている。

(1) 東京工業大学との連携

平成23年6月3日に国立大学法人東京工業大学との間で、放射線量率の測定等に関する協力協定を締結し、放射線問題に対し連携して対応している。

(2) 放射線量の測定

平成23年6月15日から週1回の頻度で、区内3か所（東糞谷防災公園、大森地域庁舎、本蒲田公園）における地上100cm、50cm、5cmの大气中の空間放射線量の測定を継続して行ってきた。この間の最大値は、1時間当たり0.13マイクロシーベルト、最小値は0.04マイクロシーベルトであり、大きな変動もなく、区の除染基準の1時間当たり0.25マイクロシーベルトを下回っている。平成25年7月からは、測定箇所を本蒲田公園とし月1回の頻度で測定している。

令和2年3月までの測定結果は、国際放射線防護委員会が勧告した指標値「平常時は年間1ミリシーベルト（1,000マイクロシーベルト）」より低い値（※）になっている。

※ 自然放射線量の国内平均である0.05マイクロシーベルトを差し引き、屋外に8時間、木造家屋に16時間（木造家屋の低減係数0.4）いたとして試算した値で、毎時0.25マイクロシーベルトとしている。

算出式：(測定結果－自然放射線量) × (8/24+16/24×0.4) × 24時間 × 365日

2 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関する取組み

2年度予算 1,758千円

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、変圧器、コンデンサなどの電気機器の絶縁油等として使われてきた。しかし、PCBの毒性が判明し、また世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が地球規模で問題となり、昭和49年からPCBの製造、輸入等が禁止されている。

PCBを含む電気機器等が廃棄物となった場合は、その事業者が自らの責務において保管及び処理を行うこととなっている。また、PCBを含む電気機器等を使用している場合も、処分期間内に使用を中止し、処分することとされている。

区が所有する施設から排出されたPCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物保管場所（京浜島中継所：大田区京浜島3-5-7）で保管している。

PCB廃棄物は法令により、その種類に応じて処分先及び処分期限が定められている。

PCB保管事業者は、法令により令和9年3月31日までにすべてのPCB廃棄物を処理することとされている。

< P C B 廃棄物の処分期限 > (東京都内の保管事業者)

P C B 廃棄物の種類		処 分 先	処分期限
高濃度	変圧器、コンデンサ等	JESCO東京PCB処理事業所	令和4年3月まで
P C B	安定器等・その他汚染物	JESCO北海道PCB処理事業所	令和5年3月まで
低濃度 P C B (その他汚染物含む)		無害化処理認定施設(民間事業者)	令和9年3月まで

※低濃度 P C B 廃棄物：P C B 濃度が0.5mg/kg超～5,000mg/kg以下の P C B 廃棄物

※高濃度 P C B 廃棄物：P C B 濃度が5,000mg/kg超の P C B 廃棄物

※JESCO：中間貯蔵・環境安全事業株式会社（全額政府出資の処理事業者）

< P C B 廃棄物の保管状況 > (令和2年3月31日現在)

品 名	数 量	品 名	数 量
高圧トランス (微量)	4 台	高圧コンデンサ	1 台
蛍光灯用安定器	4 個	水銀灯用安定器	3 個

< 令和元年度 P C B 廃棄物の処理実績 >

品 名	数 量
高圧トランス (微量)	7 台
高圧コンデンサ	2 台
蛍光灯用安定器	13 個
水銀灯用安定器	15 個
金属くず	1 袋
複合汚染物 (側溝堆積汚泥及び清掃用具等)	1 缶
汚染物 (ウエス、分析残試料等)	1 箱
保管トレイ	1 個
PCBを含む汚泥	1 缶